

中央区基本計画に盛り込むべき施策のあり方

(抜すい)

中央区基本計画に盛り込むべき施策の方向

1 一人一人の生き方が大切にされた安心できるまちを目指して (略)

2 快適で安全な生活を送るための都市環境が整備されたまちを目指して

(1) (略)

(2) 水とみどりあふれる豊かな環境を未来へつなぐまち

①水とみどりにつまれたやすらぎのある空間づくり

(ア)水とみどりのネットワークの形成

まちの骨格となる街路の緑や公園、河川や運河等の水辺を整備し、つなぐことにより、水や緑の連続した空間などからなる環境軸を区内全域に張り巡らせるとともに、それらを基盤とした都心にふさわしい風格あるまちの形成やヒートアイランド現象の緩和を図ることが重要です。

さらに、区内全域に新緑・紅葉が美しい樹木を整備し、良好な景観形成を図るとともに、花や実のなる木を植栽することにより、昆虫や野鳥などの生き物が生息する自然環境を創出し、潤いと安らぎを感じられる水と緑のネットワーク環境を形成していくことが必要です。

(イ)公園等の整備・充実

子どもから高齢者まで幅広い年代による公園等の利用者が増加しています。そのため、小規模な公園等が多い本区では、複数の公園等で機能を分担・特化させることで、多様なニーズへの対応を実現し、効果的に公園等の魅力向上を図ることが重要です。

また、まとまった土地の確保が困難である本区においては、新たな公園等の整備拡充は難しい状況であることから、大規模開発や公共用地の活用などさまざまな機会を捉え、さらに整備していく必要があります。

(ウ)安全・快適な水辺環境の整備・充実

河川や運河に囲まれた本区においては、魅力的な水辺空間の創出が期待されています。

この水辺空間を区民の憩いの場として活用するために、水質改善に向けた取組や都心にいながら自然や潤いを感じられるような親水性のある

水辺環境を東京都、開発事業者などと連携して整備することにより、人々が集い、にぎわいが生まれる水辺空間の創出をさらに促進する必要があります。

(エ) 緑化の促進

緑が少ない本区においては、公共施設の屋上や壁面などの緑化整備をさらに推進するとともに、民間施設の緑化への取組も支援していくことが必要です。

また、道路や公園内の花壇の維持管理や清掃など、区民や事業者等によるボランティア活動を推進していく必要があります。さらに、地域住民による公園の自主管理や地域との協働により街路や私有地などの緑化に取り組む「まちなか緑化」を促進し、区民・事業者・地域と区とのパートナーシップの構築により「緑の輪づくり」を拡充していくことが重要です。

②地球にやさしく美しいまちづくり

(ア) 地球にやさしいまちづくりの推進

緊急の課題である地球温暖化を防止するため、環境に配慮した低炭素社会の実現を目指し、再生可能エネルギーや未利用エネルギー、さらには水素エネルギーを積極的に活用していく必要があります。

また、二酸化炭素吸収源である森林の保全活動支援を推進するとともに、森林を守ることについて、区民および事業者への普及・啓発を図ることが重要です。

(イ) 快適で美しいまちづくりの推進

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、多くの来街者が本区を訪れることが見込まれています。そのような中、世界に誇る美しいまちを実現するため、地域の人々の環境美化意識の高揚を図り、美しいまちづくりに向けた取組を促進するとともに、来街者に対しても、まちの美化に協力を求めていくことが重要です。

③循環型社会づくりの推進

(ア) 環境に対する意識啓発と発生抑制の促進

さらなる都市機能の集積や人口増加が見込まれている本区においては、

積極的な環境負荷低減に向けて取り組む責務があることから、「地球への思いやりを未来に紡ぐまち」を目指し、環境に対する意識啓発と発生抑制（^{リデュース}Reduce）・再利用（^{リユース}Reuse）・再生利用（^{リサイクル}Recycle）を促進するため、3R運動の拡充と資源分別の徹底を図り、区民一人一人が発信者となって、世界の範となる環境負荷低減意識の高いまちを実現することが重要です。

(イ) 清掃・リサイクル事業の推進

「人の環で築く清潔で快適なまち」を目指し、区と区民・事業所が一体となって廃棄物の適正な排出や地域特性に配慮した収集を行うとともに、生活に密着した清掃事業を進めていくことが重要です。

また、ごみの減量・資源化を図るため、リサイクル活動団体による資源の集団回収の推進やリサイクルハウスかざぐるまの利用促進を図るとともに、資源回収品目や回収手段を拡大するなど、多様な手法により資源循環を推進していく必要があります。

(3) 魅力ある都市機能と地域の文化を世界に発信するまち

① 都心にふさわしい基盤整備

(ア) まちなみに調和した風格のあるまちづくり

まちづくりの基盤となる道路については、単なる交通空間としての整備ではなく、歴史や文化、環境など、その地域の強みや特徴をいかした整備が求められています。そのため、安全性の確保はもちろんのこと、景観やバリアフリー、アメニティ（快適性）に配慮した道路整備や、遮熱性舗装・低騒音舗装などの環境にやさしい舗装技術を用いた道路整備を行っていく必要があります。また、地域のまちづくりと連携しながら、沿道と一体となった道路整備を行うことにより、まち全体の魅力を高めていくことも重要です。さらに、老朽化が進む橋りょうについては、歴史的景観や価値を遺しながら長寿命化を図っていくことが必要です。

(イ) 快適な歩行環境の拡充

良好な都市景観の向上や都市防災機能の強化に向け、無電柱化を推進するとともに、歩道の新設・拡幅を進めるほか、まちづくりの機会を捉え、地域特性を踏まえた快適な歩行空間を確保していく必要があります。また、歩道の段差や勾配の改善などバリアフリー化をより一層推進し、

街路樹や休息スペースなどを整備することで、障害者や高齢者などすべての人が安全・快適に移動できる歩行環境の拡充を図っていくことが重要です。

(ウ) 交通環境の改善

自動車交通については、渋滞の解消を図るため、観光バスの乗降所や駐車スペースを確保することが重要です。

利用が増加している自転車については、安全で快適な利用を促進するため、走行空間の確保を図るとともに、自転車利用のルールの周知、マナーの向上を図ることが重要です。

また、自動車から自転車への転換、放置自転車の解消、区内回遊性の向上を図るため、コミュニティサイクルのさらなる拡充が必要です。

(エ) 公共交通の整備促進

月島・晴海地区は、人口増加に起因して交通需要が急増しています。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会後においても、さらに交通需要が増加すると見込まれることから、交通ネットワークの向上および鉄道不便地域の解消のため、都心部と月島・晴海地区を結ぶBRTの導入や都心部から臨海部への地下鉄新線の整備が必要です。

また、本区は運河や河川に囲まれ都内随一の水辺空間を有していることから、これらの水辺を活用することが求められています。そこで、水上交通ネットワークの構築を行うとともに、陸上交通などとの連携により回遊性を高めていく必要があります。

3 輝く個性とにぎわいが躍動を生み出すまちを目指して

(略)